

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	静岡県療育手帳交付事務に係る特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

静岡県は、療育手帳交付事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

本評価書の記載内容について、毎年度の見直しとともに、5年ごとの再評価を行い、個人情報又はプライバシーの保護に関する技術の進歩、社会情勢の変化等に対応し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための取組を継続的に実施する。

評価実施機関名

静岡県知事

公表日

令和7年1月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	療育手帳交付事務
②事務の概要	静岡県療育手帳交付規則に基づき、療育手帳の交付に関する事務を行う。 (具体的な事務) ①療育手帳交付申請書の受理に関する事務 ②療育手帳交付のための判定に関する事務 ③療育手帳の発行に関する事務 ④療育手帳交付台帳の整備に関する事務
③システムの名称	①中間サーバー ②統合宛名システム ③療育手帳システム
2. 特定個人情報ファイル名	
療育手帳所持者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表8の項及び50の項 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第7条及び第24条の5
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる次の項 11、14、18、20、37、42、48、49、53、75、76、77、80、81、91、92、113、124、125、144、161、163
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課 所在地:〒420-8601静岡市葵区追手町9番6号 電話番号:054-221-2366
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課 所在地:〒420-8601静岡市葵区追手町9番6号 電話番号:054-221-2366
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月27日	I-1-③システムの名称	①静岡県健康福祉部保健・医療・福祉総合情報ネットワークシステム(療育手帳交付事務) ②中間サーバー ③統合宛名システム	①中間サーバー ②統合宛名システム	事後	実態に即した修正
令和5年12月27日	I-3 個人番号の利用	○番号法第9条第1項 別表第一 7の項及び33の3の項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条及び第24条の5	○番号法第9条第1項 別表第一 7の項及び33の3の項	事後	法令改正による
令和5年12月27日	I-4-②法令上の根拠	【情報提供】 ○番号法第19条第8号 別表第二 10の項 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1号イ、同条第4号イ及び同条第4号ホ 【情報照会】 なし	【情報提供】 ○番号法第19条第8号 別表第二に掲げる次の項 10、16、20、27、28、31、53、54、55、57、79、85の2、106、108、116 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令に掲げる次の条 第9条第1号イ、第2号イ、同条第4号イ及び同条第4号ホ 第12条第1号リ、同条第2号チ、同条第4号リ、同条第6号チ及び同条第8号リ 第14条第1号ハ及び同条第2号ハ 第20条第3号ハ 第21条第2号ハ及び同条第5号ハ 第22条第1号ハ 第27条第1号ハ及び同条第2号ハ 第28条第1号ハ 第29条第3号 第30条第1号ヘ 第31条第4号ハ 第42条第3号 第43条の4第1号ハ 第55条第1号リ、同条第2号ト及び同条第5号ハ 【情報照会】 なし	事後	法令改正による
令和7年1月10日	I-1-③システムの名称	①中間サーバー ②統合宛名システム	①中間サーバー ②統合宛名システム ③療育手帳システム	事前	新システムによる
令和7年1月10日	I-3 個人番号の利用	○番号法第9条第1項 別表第一 7の項及び33の3の項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条の2及び第24条の5	○番号法第9条第1項 別表8の項及び50の項 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第7条及び第24条の5	事後	法令改正及び記載の一部省略による
令和7年1月10日	I-4-②法令上の根拠	【情報提供】 ○番号法第19条第8号 別表第二に掲げる次の項 10、16、20、27、28、31、53、54、55、57、79、85の2、106、108、116 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令に掲げる次の条 第9条第1号イ、第2号イ、同条第4号イ及び同条第4号ホ 第12条第1号リ、同条第2号チ、同条第4号リ、同条第6号チ及び同条第8号リ 第14条第1号ハ及び同条第2号ハ 第20条第3号ハ 第21条第2号ハ及び同条第5号ハ 第22条第1号ハ 第27条第1号ハ及び同条第2号ハ 第28条第1号ハ 第29条第3号 第30条第1号ヘ 第31条第4号ハ 第42条第3号 第43条の4第1号ハ 第55条第1号リ、同条第2号ト及び同条第5号ハ 【情報照会】 なし	【情報提供】 ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表掲げる次の項 11、14、18、20、37、42、48、49、53、75、76、77、80、81、91、92、113、124、125、144、161、163 【情報照会】 なし	事後	法令改正による